

平成 27 年 1 月 13 日

弊社保証をご利用のお客さま

全国保証株式会社

### 一部繰上返済等に伴う保証料の返戻方法の変更について

弊社保証をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

この度、弊社は、お客さまの利便性向上のため、ローンの「一部繰上返済」、「返済期間の短縮」および「一部繰上返済を伴った返済期間の短縮」の各お手続き（以下、「一部繰上返済等」といいます。）をされた際に発生する返戻保証料の返戻方法を、下記のとおり変更することといたしましたのでご案内申し上げます。ご利用のお客さまにおかれましては、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

#### 記

#### 1. 対象となるお客さま

銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合（JA）・漁業協同組合（JF）にて取り扱われる以下の弊社保証商品をご利用のお客さまのうち、ローンお借入時に保証料を一括でお支払いになったお客さまが対象です。

①	住宅ローン
②	アパートローン
③	教育ローン（証書貸付型）

#### 2. 変更点

保証料の返戻時期を以下のとおり変更いたします。

変更前（現行）	変更後
ローン完済時	一部繰上返済等の都度*

※…保証料の返戻は、一部繰上返済等のお手続きから概ね二ヶ月後となります。

#### 3. 運用変更日

平成27年4月1日以降にお手続きされた一部繰上返済等より運用を変更いたします。

#### 4. その他

返戻保証料が弊社所定の振込手数料に満たない場合は、保証料の返戻はございませんので、あらかじめご了承ください。また、本件変更に関わる詳細につきましてQ&A形式にてまとめましたので、次頁の「一部繰上返済に伴う保証料の返戻方法の変更に関するよくあるご質問」をご参照くださいますようお願い申し上げます。

#### <本件お問い合わせ先>

全国保証株式会社 債権管理部

電話番号：03-3270-2570（直通）

※土日祝日を除く 9：00～17：00

以上

## 一部繰上返済等に伴う

### 保証料の返戻方法の変更に関するよくあるご質問

- Q.1 なぜ、保証料の返戻方法をローン完済時から一部繰上返済等の都度に変更するのですか。
- A 「一部繰上返済等の手続きをしたが、保証料は返戻されないのか」とのお問い合わせを頂戴するなど、お客さまから保証料を早期に返戻することへのご要望が高まってきたことから、お客さまの利便性向上を目的に、返戻方法を見直しすることといたしました。
- Q.2 保証料が返戻されるのは、金融機関でどんな手続きをした場合ですか。
- A お客さまが、以下のいずれかのお手続きをされた場合に返戻されます。
- ①一部（全部）繰上返済
  - ②返済期間の短縮
  - ③一部繰上返済を伴った返済期間の短縮
- Q.3 返戻保証料はどのように計算されるのですか。
- A 保証期間の途中において一部繰上返済等のお手続きがあった場合は、お手続き時点で残っている保証料（未経過保証料といいます）と、お手続き後の内容で再計算した保証料に差額が発生いたします。その差額に対応する金額から弊社所定の保証解約料および振込手数料を差引いた金額を返戻いたします。
- Q.4 返戻保証料の金額がいくらになるか、教えてもらえるのですか。また、返金方法はどのようになりますか。
- A 返戻金額につきましては、一部繰上返済等のお手続きの後、弊社よりハガキにてお客様へご案内いたします。また、返戻金は、ローン返済口座へ振込みさせていただきます。
- Q.5 「返戻保証料が弊社所定の振込手数料に満たない場合は、保証料の返戻はございません。」とありますが、ハガキにてその旨は通知してもらえるのですか。
- A 通知はいたしません。  
ハガキにつきましては、保証料の返戻（振込み）があるお客さまを対象に送らせていただきます。したがって、保証料の返戻がないお客さまには通知をいたしません。何卒ご了承のほど、よろしくお願いいたします。
- Q.6 保証料の返戻を受けるために、全国保証に対してなにか手続きが必要ですか。
- A 必要ありません。一部繰上返済等のお手続きの内容につきましては、お客さまがローンを利用されている金融機関より弊社に通知されます。金融機関からの通知ならびに弊社の事務処理に要する期間の都合上、お客さまへの保証料の返戻時期が、お手続きから概ね2ヶ月後となりますので、予めご了承ください。

以上